

デザイン8団体が、それぞれの事情の中で進めているデザイン保護の状況を、D-8デザイン保護研究会のメンバーが協会ごとにお伝えしてきました。最終回は「公益社団法人 日本パッケージデザイン協会（JPDA）」からです。

知的財産権は人間の独創的な知的創造活動について、その創作者に一定期間の権利保護を与えるようにした制度で、著作権と産業財産権を含みます。そして、デザインは著作権でなく、産業財産権で保護されています。

デザインは産業の体系に組み込まれることで、より、その存在価値が高まります。デザインの産業活用とデザイナーとデザイナーの保護とが、共通の利益を求めるともとして理解・認識されていくには、新しい捉え方の制度が必要なのだと感じています。

(2013年9月1日 編集・文責 :デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

● 活動報告A

**連載「D-8デザイン保護研究会メンバーからの各協会のデザイン保護事情」**  
**第8回：JPDA デザイン保護委員会・委員長 丸山和子（丸山デザイン事務所・ストラクチャーデザイナー）**

日本パッケージデザイン協会（JPDA）は1960年に創立されました。JPDAでのデザイン保護への関わりは、総務委員会が担当し、D-8デザイン保護研究会への定期的な参加をしております。2008年に「権利保護委員会」として独立しました。その時点で、会員を対象とした【提案デザインに対する権利の帰属の考え方】を主題としたアンケートを実施し、活動の指針を探りながら、協会内活動に留まらず、協会外部の知的財産法の専門家・専門機関との連携を語り、デザイン創作物の保護のために、知的財産に対する知識習得を目的とした様々な勉強会を実施してまいりました。

平行してJPDAウェブサイトから、委員会レポートの発信を1回/月のペースで続け、今期で5年目に入りVol.49を公開することができました。

地理的な理由で気軽に勉強会に参加できない全国に広がるJPDA会員と、デザインに興味をもたれる方々を対象として、大勢の方々のお力添えをいただきながら、幅広い情報の発信を心がけています。

JPDAは、「フリーランスデザイナー」・「企業内デザイナー」・「デザイン事務所経営者」・「メーカー」・「コンパター」・「代理店」等で会員が構成されています。お互いの立場の違いを理解・尊重しながら、デザイン産業全体としてデザイン保護をバランスよく進化させていくためには、どこに視点をポイントを置けばいいのかを、JPDAの特性を生かして考えていけたらと思っています。

※委員会名称を、より幅広い活動を目指して「権利保護委員会」から「デザイン保護委員会」と、2013年4月に改めました。

■ 担当委員よりのメッセージ

**JPDAデザイン保護委員会 委員・時田秀久（トッパンアイデアセンター）**

D-8デザイン保護研究会に参加して既に10年以上が経過しておりますが、活動を通じてデザイン保護に関して最近感じていることをお話ししたいと思います。

ご承知の通り「D-8」というのは、デザインに関連する8つの団体が構成されています。団体の性格として、かなりアートっぽい団体（作品的・作性的の強いもの）から、プロダクトに直結している団体、カタチとして残りにくい表現を主とする団体等、手掛けているデザインジャンルによって、かなり状況に差があることを再認識しております。

我々が手掛けているパッケージデザインは、メーカー・コンパターを問わず、プロダクトと直結した【製品コストと不可分】のデザインジャンルだと思います。私が研究会に参加した当初と比べて、業界を取り巻く環境は「下請け法の遵守徹底」「コンプライアンス意識の浸透」等、デザインの権利に対する認識は確実に高まっています。例えば、複製版の作成等に当たっては、原作者の特定・承諾がごく当たり前に行われるようになってきました。

そんな状況の中でいつも考えているのは、デザインを扱う様々な立場の方が、それぞれの立場でデザインを尊重する姿勢を持つことの大切さです。単に受発注の関係、商売の関係だけでなく、立場・立場でご自身が保っているデザイン（創作物）の存在の意味を正しく認識して対応していくことだと思います。創作の対価としての認識は勿論ですが、ご自身が関わっている創作物に内在している様々な要素を利害関係の観点からだけでなく、正確に評価・認識していくことが必要です。（声高にご自身の立場だけを強調するのは、無意味な諦観を持つのもなく・・・）。

今では至極当然のことのように認識されているキャラクター等の著作権に対する認識も、様々な経緯を経て現在に至っています。デザイン（創作物）についても同様な認識がそこに保われる業界全体で醸成され、創作者・活用者の「ウィン・ウィン」の関係が築いて行けるよう、今後とも考えていきたいと思っています。

**JPDAデザイン保護委員会 委員・徳岡 健（株式会社YAOデザインインターナショナル・アートディレクター）**

デザイン保護委員として活動して感じているのは、JPDA会員の方の知財やデザイン保護への関心の高さ、意識の高さです。勉強会、セミナーを企画したらすぐに定員になりますし、アンケートを実施すると想像以上の回答率です。D-8創作証への取り組みもD-8の他の団体に比べ積極的に活用していただいているようです。

みなさんの関心が高いということは、メーカー、コンパター、デザイン事務所、フリーランスなど立場を問わず、デザイン開発の現場で知財や権利関係（その周辺も含む）でトラブルを経験したり、悩みを抱えていることなのではないでしょうか。自分自身も日々の仕事の中で、契約やギャランティの問題、デザインの二次使用（リニューアルや修正）など自分自身の権利に関することから、イラストレーター、書家、カメラマンとの関係、フリー素材やフォントの取扱いなど相手の権利に関することも含め大きな問題にまでならずとも、ちょっと頭を悩ますことは頻繁に経験しています。

知識や認識の不足、相手とのコミュニケーションの取り方など、小さなことが重なり大きなトラブルになってしまうように思われます。うまい解決方法はわかりませんが、デザインの権利や保護に興味を持つ人が増え、意識が少しでも高まれば、問題解決の手助けになるように思われます。その結果デザイン業界の発展、デザインの社会貢献につながっていくのではないのでしょうか。

■ 委員会レポートをJPDAウェブサイトから発信

JPDAの全国の会員、併せて一般のデザインに関心を持たれている方々を対象として、JPDAのウェブサイトから「委員会レポート」としてVol.1（2009年：7月）から発信を続け、毎月1回のペースで現在Vol.49までをお届けしています。

委員会の活動報告だけでなく、知財の専門機関・専門家のご協力を得て、寄稿や助言をいただき各号を編集してまいりましたので、最新号だけでなく、これまでのページもお読みいただけますと幸いです。

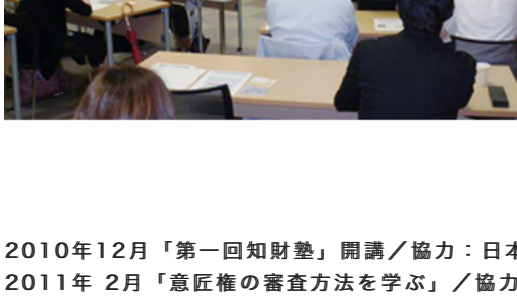
特に、寄稿いただいたページと委員会の研究報告は知財の教科書としてお読みいただけますようにと、各号をまとめていますので、著作権って何？産業財産権とはどのような権利？意匠権や商標権をデザイン業務にどう使うの？といった疑問に対して解りやすく説明されています。

個人としてだけでなく、グループでの知的財産の勉強会などにも、ご利用いただければと思います。

最近では、意匠権申請・新規性の喪失の例外規定：「公表しても、まだ間に合う 意匠権取得」を展覧会に対応して、4月・5月と連載で公開、6月に商標権について「フリーライドからブランドを守る・不正競争防止法」を公開しています。

■ 勉強会開催履歴

**2009年 6月「第一回知的財産セミナー」開催/協力：特許庁意匠課**

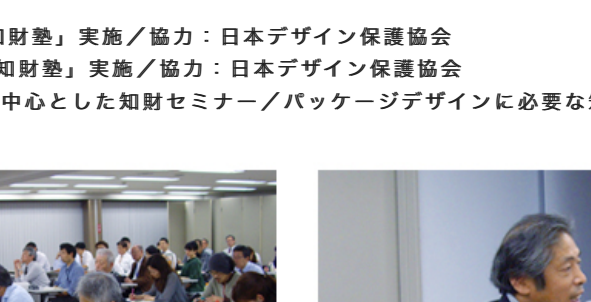


(写真提供 特許庁意匠課)

**2009年10月「第二回知的財産セミナー」開催/協力：特許庁意匠課**

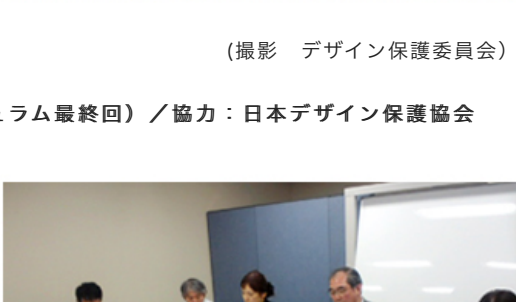
**2010年 2月「特許庁意匠課 見学会」 3日と9日に知財レベルに分けて2回実施/協力：特許庁意匠課**

**2010年 3月「デザイン保護の勉強会・大阪」/協力：特許庁意匠課**



(撮影 デザイン保護委員会)

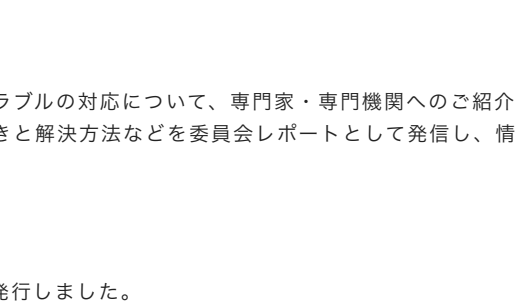
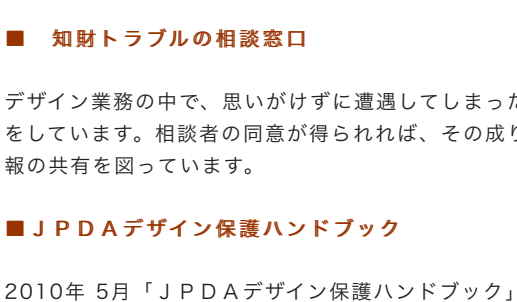
**2010年 6月「デザインと商標」セミナー開催/協力：発明協会**



(撮影 JPDA事務局)

**2010年12月「第一回知財塾」開講/協力：日本デザイン保護協会**

**2011年 2月「意匠権の審査方法を学ぶ」/協力：特許庁意匠課**

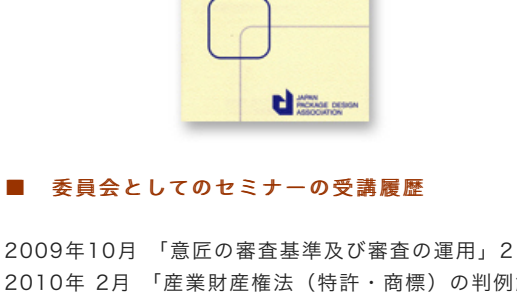


(写真提供 特許庁意匠課)

**2011年3月「第二回知財塾」実施/協力：日本デザイン保護協会**

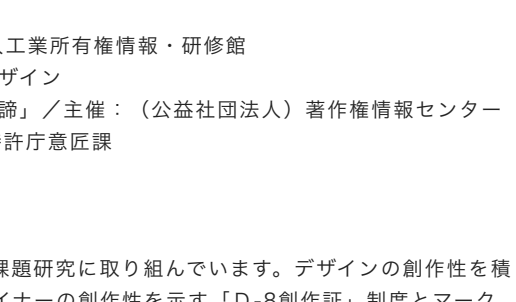
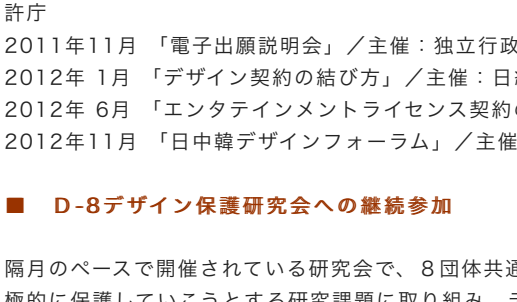
**2011年 7月「第三回知財塾」実施/協力：日本デザイン保護協会**

**2011年11月「契約を中心とした知財セミナー/パッケージデザインに必要な知的財産の知識」実施**



(撮影 デザイン保護委員会)

**2011年12月「第四回知財塾」実施（4回のカリキュラム最終回）/協力：日本デザイン保護協会**



(撮影 デザイン保護委員会)

■ 知財トラブルの相談窓口

デザイン業務の中で、思いがけずに遭遇してしまったトラブルの対応について、専門家・専門機関へのご紹介をしています。相談者の同意が得られれば、その成り行きと解決方法などを委員会レポートとして発信し、情報の共有を図っています。

■ JPDAデザイン保護ハンドブック

2010年 5月「JPDAデザイン保護ハンドブック」を発行しました。知的財産編と契約編の2部構成にして、日常の業務の中で疑問が出てきた時に、すぐに確認できるようにと手帳に挟み込める大きさにハンドブックにまとめ全会員に配布しています。現在、内容をより使いやすくした第2版の検討も進んでいます。



■ 委員会としてのセミナーの受講履歴

2009年10月 「意匠の審査基準及び審査の運用」21年度実務者向け説明会/主催：特許庁  
 2010年 2月 「産業財産権法（特許・商標）の判例解説」主催：発明協会・知的財産研究センター  
 2010年 8月 「知的財産制度説明会」22年度初心者向け/主催：日経デザイン  
 2010年 9月 「クリエイターに役立つ著作権の基礎知識」/主催：東京都関東経済産業局・特許庁  
 2010年 11月 「韓国デザイン保護制度の活用と改正動向について」/主催：日本デザイン保護協会  
 2010年 9月 「知的財産権制度説明会」22年度実務者向け/主催：特許庁  
 2010年11月 「下請取引適正化推進講習会」/主催：経済産業省中小企業庁・構成取引委員会  
 2011年 8月 「意匠登録出願の改正にもつなぐ説明」「大学初デザインの産学連携とその保護」/主催：特許庁

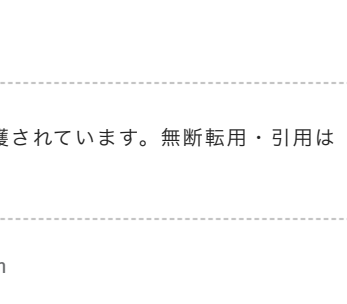
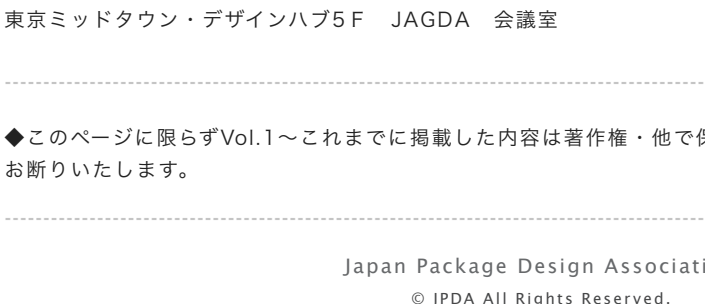
2011年11月 「電子出願説明会」/主催：独立行政法人工業所有権情報・研修館  
 2012年 1月 「デザイン契約の結び方」/主催：日経デザイン  
 2012年 6月 「エンタテインメントライセンス契約の要諦」主催：（公益社団法人）著作権情報センター  
 2012年11月 「日中韓デザインフォーラム」/主催：特許庁意匠課

■ D-8デザイン保護研究会への継続参加

隔月のペースで開催されている研究会で、8団体共通の課題研究に取り組んでいます。デザインの創造性を積極的に保護していくこの研究課題に取り組み、デザイナーの創造性を示す「D-8創作証」制度とマークの作成という形、この年間間の活動の結果をまとめました。これから、この制度を知ってもらい、マークの使用を広めていこうとしています。JPDAでも積極的に取り組んでまいりました。

2011年 7月 「D-8創作証実施に向けてのアンケート」 JPDA会員対象で実施  
 2012年 1月 「D-8創作証」プレリリース、創作証JPDAウェブサイト整備  
 2012年 2月 JPDAでも「D-8創作証」が試験運用開始  
 2012年12月 「D-8創作証」本稼働に向けての状況報告  
 2013年 2月～3月 「JPDA展覧会」大阪・東京会場で「D-8創作証」を参加者68名が貼付 ※  
 2013年 4月 「D-8創作証」本稼働開始の周知  
 2013年 8月 周知のためのフライヤーを全会員に送付

※この2月、3月に開催されたJPDA展覧会【世界に発信できる 「創作 — ニッポンのお土産」展】100人のパッケージデザイナーが、ニッポンを全国47都道府県の特産品、名所・旧跡、伝統行事といった素材を自由に用いて、新しい日本の「お土産」を提案しました。参加者の68名が創作証のマークを貼付しました。



(JPDA広報委員会提供)

● 活動報告B

**2012年度 第7回D-8デザイン保護研究会**

2013年6月20日（木）18：30～21:00  
 東京ミッドタウン・デザインハブ5F 日本デザイン振興会 会議室にて開催された。  
 参加者：各協会からの委員15名/オブザーバー2名（特許庁普及支援課、日本デザイン保護協会）

■ 議事録概要

● 報告事項

- 1) 経済産業省デザイン政策室のセミナーの参加。
- 2) 「部分意匠の関連意匠登録事例集」の勉強会企画推進状況。
- 3) D-8広報担当部門として専門委員会の活動準備が完了。

● 議題

—各協会の契約とフィーの関係などのヒヤリング—

D-8としての契約書雛形作成に向けて検討を開始するため、8団体それぞれの事情を共有することを目的に、前回からの継続議題とし、JPDA・JIDA・JPDAの3協会の各委員からの発表が行われた。時間都合でJCDAは次回に持ち越しとなった。

次回予定

2013年8月29日（木） 18：30～21:00  
 東京ミッドタウン・デザインハブ5F JAGDA 会議室

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用はお断りいたします。